

令和6年度 湯前町職員採用試験実施要項

1 試験職種及び採用予定人数

区 分	職種	採用予定数	勤務先及び職務内容
高等学校 卒業程度	一般事務	2名程度	町長部局又は教育委員会等に勤務し、一般事務に従事する。
	一般事務 (就職氷河期世代対象)	1名程度	町長部局又は教育委員会等に勤務し、一般事務に従事する。

※申込みは一つの職種に限ります。また、申込申請書受付後における職種の変更は認められません。

2 受験資格

(1) 一般事務

昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

一般事務（就職氷河期世代対象）

昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) 次の1つに該当する者は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 湯前町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

(1) 受付期間

令和6年7月29日（月）から8月16日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

※インターネットからの申込は、午後11時59分まで

(2) 申込先

湯前町役場総務課 電話 0966-43-4111

所在地 熊本県球磨郡湯前町1989番地1(〒868-0621)

(3) 申込手続

【持参・郵送で申込む場合】

湯前町発行の申込用紙に必要事項を記入して、前記申込先に郵送又は持参すること。

郵送する場合は、受験票の返信用として84円切手を貼った封筒(宛先、郵便番号を明記)を同封し、表に「湯前町職員採用試験申込」と朱書した封筒に入れて必ず簡易書留郵便にして、送付すること。8月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 申込用紙の請求

【インターネットからダウンロードする場合】

湯前町のホームページにアクセスして試験案内と申込書をダウンロードすること。

【直接取りに行く場合】

申込用紙は湯前町役場総務課に用意している。

【郵送により請求する場合】

郵便により請求する場合は、封筒の表に「湯前町職員採用試験申込請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、湯前町役場総務課へ請求すること。

(5) 受験票の交付

【持参・郵送で申込む場合】

申込者には受験票を交付する。郵便による申込者には受験票を郵送するが8月23日(金)までに受験票が届かないときは、湯前町役場総務課に問い合わせること。

4 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験場	合格発表
第1次	令和6年 9月22日(日) 午前8時30分	湯前町	湯前町保健センター	10月上旬合格者のみに通知するほか湯前町役場掲示場、湯前町ホームページに

				掲載する。
第2次	令和6年 10月下旬の 予定	湯前町	別途第1次合格者に通知する。	11月上旬合格者のみに通知するほか湯前町役場掲示場、湯前町ホームページに掲載する。

(注)第1次試験の際は、受験票と筆記用具（HBの鉛筆・消しゴム等）を持参すること。なお、時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限る。

5 試験の内容

(1) 第1次試験

程 度	区 分		出題内容
高等学校 卒業程度	一般 事務 ・ 就職 氷河期 世代 共通	職務基礎力試験	
		職務能力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 60題・1時間
		職務適応性 検査	職務への適応性を性格傾向の面からみるもの 150項目・20分

(全て択一式による筆記試験)

作文試験	受験者全員について、文章による表現能力についての筆記試験
------	------------------------------

- (備考) 1 職務能力試験、職務適応性検査のいずれかにおいて一定の合格点に達しない者は、他の試験の成績にかかわらず不合格となる。
- 2 作文試験は第1次試験で実施するが、採点は第2次試験の採点の際行うので、作文試験の成績は、第1次試験の可否の評価には含まれず、第2次試験の可否の評価に含まれる。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者について次の試験を行う。

区 分	内 容
人物試験	人柄などについての個別面接による試験

(注) 試験を途中で棄権した者は、不合格となる。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、主に令和7年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された者の中から採用者を決定する。この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和8年3月31日までである。

(2) 初任給は、原則として高卒程度一般事務は166,600円である。なお、このほか条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給される。その他の学歴や官公庁・民間企業等の勤務経験があれば、初任給に加算を行う。

7 試験結果の開示について

この試験結果については、受験した本人にのみ開示を行う。開示場所、開示内容等については次のとおりで、電話、郵便等による請求は一切受け付けない。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者全員	科目別得点 総合得点	合格発表の翌日から1ヶ月間(土、日、祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時まで。	湯前町役場 総務課 総務係

※ 開示請求の際は、受験票又は可否通知書及び本人と確認できるもの(免許証、学生証等)、印鑑を持参すること。

※ 開示請求に係るコピー代金等や試験結果の写しを郵送する場合には、送料分の切手代金の実費が必要になるので、事前にご準備ください。

8 試験についての問い合わせ先

湯前町役場総務課総務係 電話 0966-43-4111

所在地 熊本県球磨郡湯前町1989番地1 (〒868-0621)